

国立大学法人大分大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程

平成27年11月30日全部改正
平成27年規程第61号

国立大学法人大分大学個人情報保護規程（平成17年規程第18号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定めるもののほか、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する基本的事項を定める。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、個人情報保護法第2条、第16条及び第60条並びに番号法第2条に規定するところによる。

2 前項に定めるもののほか、この規程における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第1号に規定する部局及び医学部附属病院をいう。ただし、この部局のうち、医学部に医学部附属病院を含まないものとする。
- (2) 「部局長」とは、前号に規定する部局を掌理する者をいう。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 法人に総括保護管理者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 総括保護管理者は、法人における保有個人情報、個人データ、仮名加工情報、仮名加工情報に係る削除情報等、個人関連情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（保護管理者）

第4条 法人に保護管理者を置くこととし、監査室にあっては室長、事務局の課にあっては課長、学部事務部（課を置く学部事務部を除く。）にあっては事務長、国立大学法人大分大学法人文書管理規程（平成23年規程第23号）第2条第2号に規定する教育・研究関係文書及び診療関係文書にあっては、部局長をもって充てる。

2 保護管理者は、当該部局における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。

3 保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合において、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（保護担当者）

第5条 保護管理者は、部局のうちから保護担当者を1人又は複数人を指定しなければならない。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部局における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

（事務取扱担当者）

第6条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う者として、事務取扱担当者を指定しなければならない。

2 事務取扱担当者及びその者が所掌する個人番号関係事務の範囲は、別表のとおりとする。

（監査責任者）

第7条 法人に監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(審議機関)

第8条 法人における保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等は、国立大学法人大分大学情報公開、個人情報保護、特定個人情報の取扱い及び匿名加工情報の管理に関する委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。

(教育研修)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、部局における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。

4 保護管理者は、部局の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(役職員の責務)

第10条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 保有個人情報等の取扱いに従事する役職員又は役職員であった者は、その業務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第11条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲及び権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るよう措置するものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第12条 保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定するものとする。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第13条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第14条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められ

た場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(誤送付等の防止)

第14条の2 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第15条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(外的環境の把握)

第16条の2 保護管理者は、保有個人情報等が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(特定個人情報等の範囲)

第17条 法人において、事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 役職員又はそれ以外の者から、個人番号の提供を受けるときに提示のあった個人番号カード並びに通知カード、個人番号の記載された住民票及び人確認の措置を実施するとき提示のあった身元確認書類等（提出された写しを含む。）
- (2) 法人が、行政機関、地方公共団体等に提出するために作成した届出書等であって、役職員又はそれ以外の者の個人番号の記載があるもの及びこれらの控え
- (3) 法人が、前号の届出書等を作成するに当たり、役職員又はそれ以外の者から受領した当該者の個人番号が記載された申告書等
- (4) その他個人番号と関連付けて保存される情報

(個人番号の利用の制限)

第18条 保護管理者は、個人番号を利用するに当たっては、番号法第9条に規定する事務に限定しなければならない。

(個人番号の提供の求めの制限)

第19条 事務取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第20条 事務取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第21条 事務取扱担当者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個

人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(特定個人情報ファイルの取扱状況の記録)

第22条 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

(特定個人情報等の取扱区域)

第23条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第4章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第24条 保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下第4章(第36条を除く。))において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合において、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第25条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録の上、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第26条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされたことを確認すること等必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第27条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第28条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第29条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等(以下「情報漏えい等」という。)の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第30条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合は、その対象を必要最小限に限るとともに、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去

するものとする。この場合において、保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第31条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、前項に規定する措置を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第32条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、パーソナルコンピュータ、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第33条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第34条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第35条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第36条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第37条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第38条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第5章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第39条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている

場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム室等の管理）

第40条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第6章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第41条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定により、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定により、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定により、行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講ずるものとする。

（個人データの提供）

第41条の2 保護管理責任者は、法令で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

（仮名加工情報の提供）

第41条の3 保護管理者は、法令で定める場合を除き、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。

（個人関連情報の提供）

第41条の4 保護管理者は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、法令で定める場合を除き、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

（特定個人情報等の提供）

第42条 保護管理者は、番号法第19条の場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

第43条 保有個人情報等(個人番号を除く。以下この条において同じ。)の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の委託する場合において作成する委託契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。本号及び第5項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、取扱いを委託する保有個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最低限でなければならない。

4 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容、量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査による確認をするものとする。

5 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合は、委託先に第1項に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、委託先を通じて、又は委託元自らが、前項に規定する措置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

6 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

7 保有個人情報等を提供又は業務委託する場合は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

(個人番号関係事務の委託)

第44条 個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合は、委託先において、番号法に基づき法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるかどうかについて、あらかじめ確認するものとする。

(個人番号関係事務の委託先の監督)

第45条 個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする場合は、委託を受けた者において、法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人番号関係事務の再委託)

第46条 個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする場合は、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で、再委託の諾否を判断するものとする。

第7章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第47条 保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生並びに兆候を把握した場合及び職員が関連する法令及び規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合において、当該事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告する。

5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、個人情報保護委員会等に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（公表等）

第48条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会等に情報提供を行うものとする。

第8章 監査及び点検の実施

（監査）

第49条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第7章に規定する措置の状況を含む法人における保有個人情報等の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第50条 保護管理者は、各部局における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第51条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第9章 その他

（行政機関との連携）

第52条 法人は、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）を踏まえ、個人情報保護委員会等と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

（雑則）

第53条 個人情報ファイル簿、保有個人情報及び特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施のために必要な事項は別に定める。

2 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護及び特定個人情報等の取扱いに関し必要な事

項は、前項の規定とは別に委員会の議を経て別に定める。

- 3 この規程に定めるもののほか、部局の個人情報の保護及び特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、部局長が別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第5号）

この規程は、平成30年2月26日から施行する。

附 則（平成30年規程第45号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第60号）

この規程は、平成30年11月14日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第15号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第44号）

この規程は、令和5年7月25日から施行する。

別表（第6条関係）

事務取扱担当者	個人番号関係事務の範囲
人事課給与事務担当職員	1 給与所得及び退職所得の源泉徴収に係るもの 2 役職員以外の者の報酬, 料金, 契約金及び賞金の支払調書作成に係るもの
経理課謝金事務担当職員	
人事課共済事務担当職員	国家公務員共済の届出及び申請に係るもの
人事課健康保険事務担当職員 人事課厚生年金保険事務担当職員	健康保険及び厚生年金保険の届出及び申請に係るもの
人事課雇用保険事務担当職員	雇用保険の届出及び申請に係るもの
人事課財形貯蓄事務担当職員	財産形成住宅貯蓄及び財産形成年金貯蓄の非課税に関する申込みに係るもの
人事課国民年金事務担当職員	役職員の配偶者である国民年金の第3号被保険者の届出に係るもの